

利用上の注意・用語解説

利用上の注意

1. この確報の数値は、国が集計した平成 24 年経済センサス - 活動調査の産業横断的集計結果について、愛媛県の事業所数、従業者数等を取りまとめたものである。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - ① 国及び地方公共団体の事業所（公務）
 - ② 日本標準産業分類大分類 A - 農業・林業に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所
 - ④ 日本標準産業分類大分類 N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所
 - ⑤ 日本標準産業分類大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 - 外国公務に属する事業所
3. 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 23 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
4. ネットワーク型産業の事業所は、単独事業所を除き、事業所単位の売上（収入）金額を把握することが困難であるため、売上（収入）金額は「・・・」で表している。

※ネットワーク型産業とは以下の大分類又は中分類に該当する産業
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
6. 売上（収入）金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業）を対象として集計した。
7. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 21 年経済センサス - 基礎調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。
8. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

該当数字がないものは「-」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「△」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所（企業）の数値が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所（企業）に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

用語解説

事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

出向・派遣事業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

事業内容等の不詳事業所

事業所として存在しているが、事業内容等が不明の事業所をいう。

事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により分類している。なお、確報集計においては、原則として細分類に基づき分類している。

従業者

平成24年2月1日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

○個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

○無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

○有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

- 常用雇用者
事業所に常時雇用されている人をいう。
期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。
- 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
- 正社員・正職員以外
常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。
- 臨時雇用者
常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- 他への出向・派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）
従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具等の有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社及び「会社以外の法人」は、経常収益としている。

付加価値額

企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

売上原価

売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

給与総額

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向または派遣している従業者に支給している給与を含む。

租税公課

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。